

学習指導要領の改訂に伴う移行措置（案）の概要

文部科学省では、平成 29 年 3 月 31 日に公示した新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領への円滑な移行を図るため、移行期間中の教育課程の特例を設けることを予定しています。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見をいただくため、パブリック・コメント（意見募集）を行います。

1. 移行期間における基本方針

○新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成 30、31 年度、中学校：平成 30～32 年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。

○指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

（1）教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成 30 年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

③上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④道徳科

→平成 27 年 3 月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成 30 年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成 31 年度から新学習指導要領による（平成 30 年度は先行可能）。

（2）小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4 学年）及び外国語科（5、6 学年）の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

3. 授業時数の特例

平成 30、31 年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から 15 単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の 1 単位時間は、45 分とする。)

4. 留意事項

- 目標や内容を 2 学年又は 3 学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

<パブリック・コメントについて>

【実施期間】

平成 29 年 5 月 26 日 17 時 30 分～平成 29 年 6 月 25 日

【意見提出方法】

電子メール、郵送、FAX、電子政府の総合窓口（e-Gov の登録フォームから）

【意見募集に係る資料】

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）にアクセスし、[意見・要望を提出する] の中の [パブリックコメント] をクリック
- ・意見募集中案件の中から「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案及び小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置案に対する意見公募手続（パブリック・コメント）の実施について」をクリック

(別紙) 各教科の移行措置の内容

【小学校】

教科	移行措置の内容
国語	・平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。
社会	・新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。 ・現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度の第3学年に指導する内容を示す。
算数	・平成30年度及び平成31年度の第3学年から第5学年の「量と測定」に「メートル法」を追加する。 ・平成31年度の第4学年の「数と計算」に「小数倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 ・平成31年度の第5学年の「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」を省略する。 【第6学年で指導】
理科	・平成30年度及び平成31年度の第4学年の「光電池の働き」について省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第5学年の「水中の小さな生物」を省略する。【第6学年で指導】 ・平成31年度の第6学年の「電気による発熱」を省略する。【中学校第2学年で指導】
外国語活動	・平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、新小学校学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(7)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ、(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く、(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動の一部】 ・平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領に規定する事項に、新小学校学習指導要領第2章第10節の2の全部又は一部を加えて指導するものとし、新小学校学習指導要領第2章第10節の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア、同イ(7)、同エ(7)e及びf、同エ(4)並びに2〔第5学年及び第6学年〕(3)①イ及び同オに係る事項は必ず取り扱うものとする。【(i)音声、活字体の大文字と小文字、(ii)文及び文構造の一部、(iii)読むこと及び書くことの言語活動の一部】

【中学校】

教科	移行措置の内容
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度の第 1 学年、平成 32 年度の第 1 学年、第 2 学年で学習する漢字に追加して指導する。 【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】 茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜 (20 字) ・平成 32 年度の第 1 学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度及び平成 32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 ・平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 ・平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。 ・平成 30 年度から平成 32 年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
数学	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年の「数と式」に「素数の積」を、「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、$a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。【第 3 学年で指導】 ・平成 32 年度の第 1 学年の「資料の活用」に「統計的確率」を、第 2 学年の「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年第 1 分野「力の働き」に「2 力のつり合い」を、第 1 学年第 2 分野「火山活動と火成岩」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加する。 ・平成 32 年度の第 1 学年第 2 分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第 1 学年第 1 分野「圧力」及び第 2 分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。【第 2 学年及び第 3 学年で指導】 ・平成 32 年度の第 2 学年第 1 分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第 2 分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第 2 分野「生物の変遷と変化」を省略する。【第 3 学年で指導】
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第 2 学年で指導】 ・平成 31 年度及び平成 32 年度の第 1 学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 ・平成 32 年度の第 2 学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。